

**支払不能の意義とその認定——メインバンクが融資先から受けた弁済が
支払不能後になされたものと認定された事例**

【文 献 種 別】 判決／高松高等裁判所

【裁判年月日】 平成 26 年 5 月 23 日

【事 件 番 号】 平成 24 年（ネ）第 550 号

【事 件 名】 否認権行使請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決取消（最二小決平 27・5・13 上告棄却及び上告不受理）

【参 照 法 令】 破産法 162 条 1 項 1 号イ・2 条 11 項

【掲 載 誌】 金法 2027 号 52 頁

LEX/DB 文献番号 25541334

事実の概要

1 本件は、破産管財人（控訴人・X）が、破産会社がメインバンク（被控訴人・Y）に対し行った弁済（以下「本件弁済」という）を破産法 162 条 1 項 1 号イに基づいて否認し、本件弁済にかかる金員等の返還を求めた事案であって、支払不能の意義とその具体的な認定等が問題となったものである。本判決で認定された事実は詳細かつ多岐にわたるが、後記判決の要旨との関係で重要と思われる部分のみを要約して記載する。

2 破産会社は造船事業を営む会社であり、受注自体は多数受けていたが、船別の収支は大半の船で赤字というのが実態であった。

破産会社は、そのメインバンクで唯一の取引金融機関であった Y から多額の借入を繰り返し、平成 21 年 4 月以降でも、おおよそ月半ばに 2 億円前後を、月末に 4 億円前後を手形貸付の方法で借入れ、これを人件費や各種買掛金等の支払いに充てるといことが常態化しており、その手形貸付残高は、平成 21 年 3 月末で 15 億 1,000 万円だったものが、同年 4 月末に 19 億 8,000 万円、同年 5 月末に 21 億 7,000 万円、同年 6 月末に 25 億 5,000 万円と 1 か月に億単位で増加していた。このように赤字の破産会社が Y から多額の借入を繰り返し受けることができたのは、破産会社が Y に赤字の実態をそのまま報告すると融資を打ち切られてしまうと考え、少なくとも平成 19 年 4 月ころから平成 21 年 5 月ころまで、赤字を隠すために、破産会社内部で作成した船別収支実績予想表（以下「会社用予想表」という）から数字を修正したもの（以下「提出用予想表」という）

を Y に提出するということを繰り返していたからであり、その収支を粉飾していれば Y を欺罔することにより Y から継続的に融資を受けていたものであった。

Y は、破産会社の経営改善が進まず、上記のとおり、手形貸付残高が増加し続けていたことから、平成 21 年 6 月 15 日、プロジェクトチーム（以下「PT」という）を破産会社に派遣し、破産会社の経営改善状況のチェック等を開始した。こうしたなか、同月 16 日、破産会社の財務部長が、Y の担当者に対し、破産会社が提出してきた船別収支実績予想表の信頼性に問題がある旨発言し、同月 17 日には、書面で、PT に対し、Y に提出してきた提出用予想表は赤字を隠すために修正したものであって、これとは別に会社用予想表が存在する旨を報告した。これにより、PT は、破産会社に粉飾の疑いがあることを把握したが、同月 18 日から上記財務部長が長期入院となったため同人から詳細な事情聴取をすることができなかった。また、PT は、同月 19 日、破産会社の役員から事情聴取をしたが、同人らは 2 種類の収支実績予想表があることを認識していたものの、その詳細については把握していなかった。さらに、PT は、同月 20 日、破産会社の役員から会社用予想表入手して調査したところ、上記財務部長の報告書記載のとおり、大幅な赤字隠しな粉飾がなされたことと合致する内容であった。

一方で、Y は、平成 21 年 6 月 29 日の経営執行会議において、破産会社の資金繰りのため、破産会社への融資限度額を 32 億円から 36 億円に増額した上、同月 30 日に 3 億 7,000 万円の手形貸付を実行する旨決定し、同月 30 日、破産会社

に対し3億7,000万円の手形貸付を実行した。破産会社は、この借入金を支払手形の決済や買掛金その他の経費の支払いに充てた。

さらに、Yは、平成21年7月13日の経営執行会議において、破産会社への融資限度額を36億円から38億円に増額した上、同月15日に2億円の手形貸付を実行する旨決定し、同月15日、破産会社に対し2億円の手形貸付を実行した。破産会社はこの融資金を外注工賃や従業員給与等の支払いに充てた。

PTは、会社用予想表や平成21年7月13日に破産会社から提出を受けた資金繰表に基づいて破産会社の今後の借入金推移についてシミュレーションを実施したところ、平成21年12月以降、引当てのできない借入金が発生し、平成22年4月1日時点でその借入金残高が22億円となり、平成23年2月時点では43億円以上になることが見込まれ、その原因は会社用予想表のとおり過去の大幅な累積赤字によるものであり、Yにとって想定外のものであった。PTは、平成21年7月14日、破産会社の役員に対し上記シミュレーション結果を示して、上記問題点をどのように認識しているか、また抜本的な対応策・方針を説明するよう求めた。

このようにして、Yは、平成21年7月15日までに、破産会社の船別収支の実態が会社用予想表に記載されたとおり大幅な赤字であり、追加融資をすることなどできない状況にあることを認識するに至った。そして、同月16日には、Yの役員らが破産会社の代表者らと面談し、事実関係の確認と今後の対応の協議を求めるとともに、現状では新規融資は難しいこと、同月25日までに早急に説明してほしいこと、同月末の融資は対応が難しいことなどを伝えた。

平成21年7月23日、破産会社は、受注先から代金約8億8,200万円の振込送金を受け、このうち8億7,000万円をYに弁済した（本件弁済）。

破産会社は、平成21年7月24日付で、Yに対し、破産会社体制改善計画と題する書面を提出し、船別収支実績予想表を改ざんして報告したことにつき謝罪する旨や今後建造する船舶の収支改善のため抜本的な対策を講じる旨などを報告したが、同月25日、Yの役員らは、破産会社の代表者等に対し、同月31日の追加融資はできない旨伝えた。また、Yは、同月27日の経営執行会議において、

破産会社につき、今後の新規貸出は行わないことを決定した。

なお、破産会社は、平成20年12月3日に受注先であるR社から造船契約を取消し又は解除したとして予約金約3億8,500万円の返還を求める訴訟（以下「R社訴訟」という）を提起されており、平成21年3月27日の弁論準備手続において、予約金約3億7,000万円の支払義務を認め、支払時期について調整を要する旨述べていた。しかしその後、R社との間で和解交渉が続けられたものの、破産会社において借入れの見込みがつかず、また、R社との間で分割支払時期についても調整がつかなかったことから、同年7月6日の和解期日において和解交渉は決裂し、同年8月6日、破産会社に対し、約3億7,000万円の支払いを命じる判決が言い渡されている。なお、破産会社は、Yに対し、R社訴訟の経過について報告していたほか、Yの担当者も弁論期日に傍聴していた。

破産会社は、平成21年7月29日、高松地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行ったが、付随して行った保全処分（申立て）が却下されたため、同申立てを取り下げ、同月31日、破産手続開始申立てを行い、同年8月12日、破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された。

3 以上の事実経過のもと、Xが、本件弁済を否認し、Yに対し本件弁済にかかる金員等の返還を求めたのが本件訴訟である。第一審である高松地方裁判所（高松地判平24・11・21 金法2027号69頁）は、本件弁済が行われた平成21年7月23日まで弁済期にある債務の支払いが行われていたことなどを根拠に破産会社の支払不能を認めず、Xの請求を棄却した。

判決の要旨

1 支払不能の意義

「支払不能とは、債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう（破産法162条1項1号イ、2条11項）。支払不能は、弁済期の到来した債務の支払可能性を問題とする概念であることから、支払不能であるか否かは、弁済期の到来した債務について判断すべきであり、弁済期が到来していない債務を将来弁済できないことが確実に予想されても、弁済

期の到来している債務を現在支払っている限り、原則として支払不能ということはできない。

しかし、債務者が弁済期の到来している債務を現在支払っている場合であっても、少なくとも債務者が無理算段をしているような場合、すなわち全く返済の見込みの立たない借入れや商品の投げ売り等によって資金を調達して延命を図っているような状態にある場合には、いわば糊塗された支払能力に基づいて一時的に支払をしたにすぎないのであるから、客観的に見れば債務者において支払能力を欠くというべきであり、それがために弁済期にある債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあるのであれば、支払不能と認めるのが相当である。

なお、このように解したとしても、支払不能後になされた行為の否認や、支払不能後に取得又は負担した債権債務に係る相殺の禁止との関係では、いずれも債務者が支払不能であったことを知っていたことが要件とされているから、債権者等の利害関係人に不測の不利益を与えるおそれもないものと解される。

2 本件弁済の時点で破産会社が支払不能であったか

「破産会社においては、平成21年7月15日に弁済期が到来した債務等について支払はしているものの、これは、その船別収支実績を粉飾してYをいわば欺罔することにより、本来は受けられなかったはずの融資を取り付けて資金調達をしたことによるものにすぎず、破産会社において無理算段をしたものというほかないから、客観的に見れば、破産会社が支払能力を欠いていたことは明らかである。また、破産会社は、同日に弁済期が到来する債務のみについて一時的ないしは暫定的にかかる粉飾に及んだなどというのではなく、1年以上にわたって船別収支実績予想表の粉飾を継続して融資金を債務の弁済に充てるとの対応を繰り返し返して窮地をしのいできたのであるから、破産会社が、弁済期の到来した債務につき一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあったことも疑いようのないところである。

そして、このような破産会社の状態は、本件弁済がなされた平成21年7月23日の時点に至るまで何ら変わりがなかったのであるから、破産会社は同時点において支払不能であったと認めるのが相当である。」

3 本件弁済の時点でYは破産会社の支払不能を知っていたか

「Yは、平成21年7月15日までに、破産会社の船別収支の実態が会社用予想表におおむね示されたとおり大幅な赤字であり、追加融資をすることなどできない状況にあることを認識しており、これに基づいて、同月31日の追加融資は実行しない方針を内部的に固めていたものと認められるのであり、Yは、同月15日までに破産会社がYを欺罔して融資を受けるなどの無理算段をして支払をしていたことを知っていたものと認められる。」

また、Yは、破産会社がR社に対し予約金返還債務約3億7,000万円を負担しており、R社訴訟において係争中も、その支払義務は争っておらず、既に弁済期が到来していること、破産会社はR社訴訟において分割払いの和解交渉をしていたが、平成21年7月6日には和解が不調に終わったことを、破産会社からの報告等により知っていたものと認められる。

そうすると、Yは、本件弁済がなされた平成21年7月23日の時点で、破産会社が支払不能であることを知っていたと認めるのが相当である。

判例の解説

一 「支払不能」の意義

「支払不能」とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう（破産法2条11項）。支払不能は、破産手続開始原因であると同時に、相殺禁止（破産法71条1項2号・72条1項2号）や否認（破産法162条1項1号）の要件でもあり、債務者の支払能力が低下して債務の履行ができない状態に陥った場合に、債権者間の公平を図るべく、債務者の財産管理処分権及び債権者による強制履行権能をいずれも制限するという、いわば平時と倒産時とを画する機能を有するものである。

かかる機能を有する支払不能はあくまで客観的な状態を意味するものと解すべきであり、仮に債務者において弁済期の到来した債務を現に弁済していたとしても、事業の継続を不可能または困難にするような条件での借入れや資産の処分などといった無理算段をして支払能力の概観を維持して

いるとみられるときは、いわば糊塗された支払能力として、そのような無理算段をせざるをえなくなった時点で支払能力を喪失したものとみなされるとするのが通説的見解であり¹⁾、妥当である。逆にこのように解しないと、債務者等によって支払不能時期を操作できることになり、例えば、支払不能時期を遅らせて否認を免れるなどの弊害も生じえよう。そうなれば、上記で述べた債権者間の公平を図る契機としての支払不能が適切に機能しなくなるおそれもある。一方で、このような外部からは見えにくい状態を含めて支払不能と認めることによって、相殺や否認の相手方の地位を不安定にするおそれもあるが、いずれも債務者の支払不能状態（支払能力の糊塗）についての相手方の悪意が要件となっていることから、実務上の問題はなと解される。

本判決も、かかる通説的見解に沿ったもので妥当といえるが、本件のように、粉飾・欺罔という正常ではない行為に基づいて弁済資金を調達する場合も支払能力の糊塗があるという点では変わりがなく、かかる行為をもって支払能力の欠乏を認定する基礎とすることも不合理ではないと解される²⁾。

二 メインバンクの支援打ち切りとの関係

支払不能は、債務者の財産、信用及び労務の3要素から構成され、これらのいずれをとってみても債務の履行ができない状態を意味するとされ³⁾、例えば、財産が不足していても、信用や労務に基づく支払能力があれば支払不能とは認定されない（この点で、財産をもって債務を完済できない状態をさす「債務超過」とは異なる）⁴⁾。

この点に関連して、債務者のメインバンクによる支援打ち切りと支払不能との関係が問題になりうるところ、全国銀行協会の通達「新破産法において否認権および相殺禁止規定に導入された『支払不能』基準の検証事項について」（平成16年12月6日付平16全業会第78号）では、メインバンクの支援がなければ現在弁済期にある債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状況に債務者がある場合には、メインバンクの支援打ち切りによって支払不能になるとの基本的見解が示されており⁵⁾、本判決でも、本件弁済がなされるまでにYが破産会社への支援打ち切りを内部的に決定していたとの事実認定がなされている。

もっとも、本件では、破産会社が長期にわたって船別収支実績を粉飾してYを欺罔することにより、本来は受けられなかったはずの融資を取り付けて弁済資金を調達していたという状態そのものをもって支払不能を認めうというべきであり、Yにおける支援打ち切りの決定は、破産会社の客観的な状態としての支払不能を認定する上では直接的には関連しないというべきであろう。本件でも、Yから、本件弁済の時点では支援打ち切りは決定されていなかった旨反論がなされているが、本判決は「実際にYが追加融資実行に応じない旨を決定したか否かや、かかる決定の時期いかにかわらず」、破産会社が客観的に支払不能であったことは明らかであると指摘している。

三 Yの悪意

とはいえ、Yにおける支援打ち切りの決定は、破産会社の財務部長によるPTへの告発と会社用予想表のYへの提出、PTによる確認調査の結果、破産会社が粉飾を行っており、同社の船別収支の実態は会社用予想表に示されているとおり大幅な赤字であり、本来であればYから融資を受けて支払いをすることができるような状況にはないことを認識してのことであり、破産会社の支払不能に対するYの悪意を認定する事情とはなりえよう。

なお、本件では、破産会社の実態を知らないY以外の取引先等への約定弁済については否認することができないことになるが、支援打ち切りが破産の引き金となるようなケースでは、融資先の実態を知るメインバンクゆえの対応の難しさがあることも事実であり、本件はまさにその点を浮き彫りにした事案であったともいえよう。

● 注

- 1) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）108頁。
- 2) 松下淳一「支払不能の意義およびその具体的認定——高松高判平26・5・23を素材として」金法2027号11頁。
- 3) 東京高決昭33・7・5金法182号3頁参照。
- 4) 伊藤眞ほか編『条解破産法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）41頁。
- 5) 川田悦男「全銀協通達『新破産法において否認権及び相殺禁止規定に導入された「支払不能」基準の検証事項について』の概要」金法1728号41頁。